

「特定施設入所者生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(宮崎県指定 第4570102147号)

当事業所はご契約者に対して心身機能（能力）に応じた「自立した日常生活への支援」を目的とした入所者生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。
要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆ 目次 ◆◆

1 施設経営法人	1 ページ
2 ご利用施設	1 ページ
3 居室の概要	2 ページ
4 職員の配置状況	3 ページ
5 当施設が提供するサービスと利用料金	3 ページ
6 苦情の受付について	5 ページ
7 個人情報について	6 ページ

1 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 同潤会
(2) 法人所在地 宮崎県宮崎市大字島之内2345番地3
(3) 電話番号 0985-36-3820
(4) 代表者氏名 理事長 後藤益男
(5) 設立年月 平成15年3月19日

2 ご利用施設

- (1) 施設の種類 特定施設入所者生活介護事業所（平成15年9月1日指定）
宮崎県 第4570102147号

(2) 施設の目的

特定施設サービス計画に基づき、入居者の心身機能（能力）に応じた「自立した日常生活」を営むための支援をすると共に、支援をとおして要介護状態の軽減や悪化防止を図ることを目的とします。

- (3) 施設の名称 ケアハウス島之内
 (4) 施設の所在地 宮崎県宮崎市大字島之内2345番地3
 (5) 電話番号 0985-36-3820
 (6) 施設長氏名 後藤 益男
 (7) 当施設の運営方針
 入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立って施設サービスを提供するほか、地域や家庭との結びつきを重視し、入居者やその家族に対し自立した日常生活を営むことができるよう適切な支援を行うとともに、協力医療機関及び在宅介護支援センター等との密接な連携を図る。
 (8) 開設年月 平成15年9月12日
 (9) 入所定員 30人（特定施設入所者生活事業所指定20人）

3 居室の概要

(1) 居室の概要

当施設は、以下の居室をご用意しています。入居される居室は全室個室です。

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室（1人部屋）	25室	30. 2m ² (20室), 45. 3m ² (5室)
夫婦部屋（個室×2）	5室	60. 4m ²
合計	30室	
一時介護室	1室	2階 (208号室)
食堂	5室	各階
浴室	3室	機械浴1室、一般浴2室
機能訓練室	1室	5階

※ 上記は厚生労働省が定める基準により、特定施設入所者生活介護事業所に設置が義務付けられる施設・設備です。この施設・設備の利用にあたっては、ご契約者にご負担いただく費用はありません。

- * 居室の変更については、ご契約者から居室の変更希望の申出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族と協議の上決定するものとします。
- * 当施設では、居室以外に以下の施設・設備をご利用いただくことができます。

(2) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

居室・設備の種類	室 数	備 考
体験入居室	5室	1泊 3,000円 (食事別)

※ 上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

③ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④ その他の自立への支援

- ・契約者の自立支援のために離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるように適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額：介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

① 基本サービス（1日あたり） 自己負担額／日額

介護保険料	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担額 (※1割の場合)	542円	609円	679円	744円	813円

② 加算対象サービス

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（1日あたり）

基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に、（介護予防）特定施設入居者生活介護のサービス別加算率11.0%を乗じた単位数で算定します。利用料金は、ご契約者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額が自己負担額になります。

イ サービス提供体制強化加算（1日あたり） 自己負担額（※1割の場合）

	加算額	条 件
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円／日	以下のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士 70%以上 ② 勤続10年以上介護福祉士 25%以上
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18円／日	介護福祉士 60%以上
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6円／日	以下のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士 50%以上 ② 常勤職員 75%以上 ③ 勤続7年以上 30%以上

ウ 夜間看護体制加算（Ⅱ） 9単位/日

※常勤看護師1名以上配置の上、24時間の連絡体制と健康管理体制を整備します。

エ 科学的介護推進体制加算 40単位/月

ご契約者のデータを定期的に厚生労働省へ提出し、蓄積したデータを分析、フィードバックを行うことで、介護の質の向上を図るもので。

※科学的介護推進体制加算 算定要件

- ・ご契約者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他のご契約者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- ・必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

才 新設：退居時情報提供加算（250 単位/回）

算定要件等・・・医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して
入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の
状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等 1 人につき
1 回に限り算定する。

力 新設：高齢者施設等感染対策向上加算

加算/減算名	単位数	算定要件等
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10 単位/月	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症法第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している事。 ・協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応している事。 ・診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に院内感染対策に関する研修又は訓練に 1 年に 1 回以上参加している事。
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5 単位/月	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3 年に 1 回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている事。

キ 新設：振興感染症等施設療養費

新興感染症等施設療養費	240 単位/日	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、当該する介護サービスを行った場合に、1 月に 1 回、連続する 5 日を限度として算定する。 ※現時点において指定されている感染症はない。
-------------	----------	---

③ その他の利用料（自己負担）

- ・管理費：A タイプ（30.2 m²） 5,400 円
：B タイプ（45.3 m²） 7,300 円
- ・生活費： 46,940 円
- ・事務費：要介護者／10,000 円～51,100 円 自立者／10,000 円～83,700 円
- ・その他：冬期加算費 2,160 円/月（11 月～3 月の間）
個室の電気・水道・電話代、娯楽費 など

- ☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

- ① 理容・美容：実費
- ② 買い物、行政機関の手続の代行：実費
- ③ 医師の往診等療養上の世話：実費
- ④ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

- ⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いたくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前述（1）（2）の料金・費用は、サービス利用終了時に、利用した翌月末までにお支払い下さい。

（1ヶ月に満たない期間のサービスに関しては利用日数に基づいて計算した金額とします。）

(4) 介護の場所

ご契約者にとって適切なサービスを提供するために必要な場合には、契約者に対して、その居室の他、一時介護室においてサービスを提供します。

その必要性の判断は、契約者の意思を確認し、契約者の主治医または協力医療機関の医師の意見を聞いて行うこととします。

(5) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものではありません。）

① 協力医療機関

医療機関の名称	野崎東病院
所在地	宮崎市村角町高尊2105番地
診療科	内科・外科・泌尿器科・スポーツリハ・整形等

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	中島歯科
所在地	宮崎市大字島之内7170番地

6 苦情の受付について（契約書第18条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

* 苦情受付窓口（担当者）

[職名] 生活相談員 [氏名] 甲斐 裕子

* 電話番号 0985-36-3820 FAX 0985-36-3822

* 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

また、苦情受付ボックスをケアハウス島之内職員詰所に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

宮崎市 介護保険課	所在地 宮崎県宮崎市橘通西1丁目1番地1号 電話番号 0985-21-1777・FAX 0985-31-6337 受付時間 8:30～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 宮崎県宮崎市下原町 231 番地1 電話番号 0985-35-5301 ・FAX 0985-25-0268 受付時間 8:30～17:00
宮崎県社会福祉協議会	所在地 宮崎県宮崎市原町 2-22 宮崎県総合福祉センター 電話番号 0985-22-3145 ・FAX 0985-27-9003 受付時間 8:30～17:00

(3) 第三者委員による苦情受付

1. 氏名 山内英資

住所 宮崎市大字島之内 2263-2

電話 0985-39-2151

2. 氏名 山本美紀子

住所 宮崎市大字島之内 1572-3

電話 0985-39-5418

7 個人情報について

個人情報の取扱いについては 11 頁、個人情報の利用目的については 13 頁に示す内容と致します。

令和 年 月 日

特定施設入所者生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

<事業所>

所在地 宮崎県宮崎市大字島之内2345番地3

事業所名 ケアハウス島之内

(指定番号 4570102147)

管理者名 職名 施設長 氏名 後藤 益男

説明者 [職名] [氏名]

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、特定施設入所者生活介護サービスの提供開始に同意しました。

<利用者>

利用者住所

氏 名

<利用者代理人（選任した場合）>

利用者代理人住所

氏 名 (続柄)

この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第178条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階(管理棟)及び地上5階(入居棟)

(2) 建物の延べ床面積 5,503.52m²

(3) 併設事業

当施設では次の事業を併設して実施しています。

[デイサービス島之内/通所介護] 平成15年9月12日開設

[デイサービス島之内/第1号通所事業] 平成18年4月1日指定

[住宅型有料老人ホーム グランツ] 平成23年12月1日開設

[訪問介護ステーション アリア] 平成24年1月1日開設

(4) 施設の周辺環境 住宅地、田園地帯

2 職員の配置状況

<配置職員の職種>

生活相談員・・・・ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名の生活指導員を配置しています。

看護師・・・・主にご契約者の健康管理や療養上の世話をいますが、日常生活上の介護、介助等も行います。2名の看護師を配置しています。

介護士・・・・ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。5名の介護士を配置しています。

機能訓練指導員・・・ご契約者の機能訓練を担当します。兼務看護師の機能訓練指導員を配置しています。

計画作成担当者・・・ご契約者の特定施設サービス計画を作成する。兼務生活相談員の計画作成担当者を配置しています。

調理員・・・・入居者の食事の提供を担当します。栄養士と4名の調理員を配置しています。

3 サービス提供における事業者の義務(契約書第7条、第8条参照)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護師と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載する等、適正な手続により身体を拘束する場合があります。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供いたします。

4 損害賠償について（契約書第10条、第11条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

5 サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了します。（契約書第13条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- ③ 施設への入居契約が終了した場合
- ④ 事業者が破産した場合またはやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ⑤ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑥ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から入居契約を解約することができます。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める特定施設入所者生活介護サービスを実施しない場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑤ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要な事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（3）契約の終了に伴う援助（契約書第17条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

個人情報の取扱いについて

社会福祉法人同潤会（以下「法人」という）は、ケアハウス島之内（以下「施設」という）における介護サービスの提供に伴い、貴殿の個人情報を以下のとおり取扱います。

1 個人情報に対する法人的基本姿勢

法人が保有する利用者等の個人情報に関し、適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ります。

2 法人が保有する個人情報

氏名・年齢・住所・電話番号・その他介護サービスに必要な情報（身体状況、健康状態、家族の連絡先など）

3 個人情報の利用目的

次頁「個人情報の利用目的」を参照ください。

4 個人情報の第三者への提供

(1) 法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとします。

① 法令に基づく場合

② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

③ 公衆衛生の向上推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

④ 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(2) 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとします。

① 利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

② 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

③ 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

(3) 法人は、(2)の③に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとします。

5 個人情報の外部委託

法令により外部委託することが認められた業務を外部委託することがあります。

6 個人情報の共同利用

個人情報を共同利用することはありません。

7 開示、訂正、利用停止、苦情等の申出先、手続き等

下記に示す連絡先へ申し出ください。

住 所 宮崎市大字島之内 2345 番地 3
組織名 社会福祉法人 同潤会 ケアハウス島之内
責任者名 施設長 後藤 益男
電話番号 0985-36-3820
FAX 番号 0985-38-3822

個人情報の利用目的

社会福祉法人同潤会（以下「法人」という）ケアハウス島之内（以下「施設という」における介護サービスにおいては、施設利用者（以下「利用者」という）の尊厳を守り、個人情報の安全管理に配慮する方針のもと、ここに個人情報の利用目的を公表致します。

個人情報は、利用者本人又は利用者家族あるいは利用者の保証人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことは致しません。

■ 利用者の介護サービスの提供に必要な個人情報の利用目的

1. 施設内部での利用目的

- ① 施設が利用者等に提供する介護サービスに係るもの
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち、次のもの
 - ・利用者の入退所等の管理・会計・経理・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護サービスの向上に係るもの

2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・利用者の診察・治療等にあたり、病院・医師への状態説明及び救急車乗員への状態説明
 - ・家族・保証人等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託（一部委託を含む）
 - ・審査支払い機関へのレセプト提出
 - ・審査支払い機関又は保険者からの照会に対する回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

■ 上記以外の利用目的

1. 施設内部での利用に係る利用目的

- ① 施設の管理運営業務のうち、次のもの
 - ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・施設において行われる学生等の実習への協力
 - ・施設において行われる事例研究や検討会

2. 他事業者等への情報提供に係る利用目的

- ① 施設の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関（行政）への情報提供

3. その他法令の定めによるもの

個人情報の使用に係る同意書

以下に定める条件のとおり、社会福祉法人同潤会 ケアハウス島之内（特定施設入所者生活介護事業所又は、介護予防特定施設入所者生活介護事業所）が、私及び身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

1. 利用期間

特定施設入所者生活介護サービス又は、介護予防特定施設入所者生活介護サービスの提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) 介護保険における要介護認定又は、要支援認定の申請及び更新、変更のため
- (2) 利用者に関する特定施設サービス計画又は、介護予防特定施設サービス計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要のある場合
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- (7) その他サービス提供で必要な場合 （※同意するものにチェック）

パンフレット写真 ホームページ等動画 施設内掲示物 広報誌

- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関する目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関する契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

社会福祉法人同潤会 ケアハウス島之内
施設長 後藤 益男 殿

年 月 日

利用者	氏名	印
代理人	氏名	印
(続柄))
利用者家族	氏名	印
(続柄))